

2024年度 特許出願の非公開に関する制度における実施状況

内閣府
特許庁

1 目的

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下、「法」）に基づく、特許出願非公開制度に対する国民の理解の促進及び特許出願を行う民間企業等における予見性を高めるために、保全指定・解除等の実施状況について公表する。

2 対象期間

令和6年5月1日（施行日）から令和7年3月31日まで

3 対象期間中における保全指定・解除等の実施状況

実施状況	件数
（1）法第66条第1項及び第2項の規定に基づき、特許庁長官から内閣総理大臣へ送付された特許出願の件数	90件（うち 法第66条第1項 89件、法第66条第2項 4件）
（2）法第70条第1項の規定に基づき、保全指定をした件数	0件（うち 法第66条第1項 0件、法第66条第2項 0件）
（3）法第77条第1項の規定に基づき保全指定を解除し、又は保全指定の期間が満了した件数	0件（うち 法第66条第1項 0件、法第66条第2項 0件）
（4）対象期間の末日において保全指定を継続している件数	0件（うち 法第66条第1項 0件、法第66条第2項 0件）
（5）法79条1項の規定に基づき、特許庁長官に外国出願の禁止に関する事前確認の求めがあった件数	1305件
（6）法66条10項の規定に基づき、内閣府に送付しない旨の判断をした旨を特許出願人に通知した件数	630件

注：（1）～（4）の内数は、法第66条第1項及び第2項のいずれにも該当する場合にそれぞれ1件として集計

○担当

- （1）～（4）について：内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付 参事官（特許出願非公開担当）付
（5）、（6）について：特許庁審査第一部調整課 非公開制度管理班